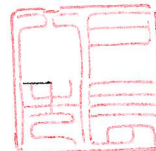


産業廃棄物処分業許可証

東京都品川区大崎一丁目11番1号
八戸製錬株式会社
代表取締役 八丁 和也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

八戸市長 熊谷 雄



許可の年月日 令和6年2月1日
許可の有効年月日 令和11年1月31日

1. 事業の範囲

事業の区分		取り扱う産業廃棄物の種類
中間処理	焼却	汚泥 廃油 廃プラスチック類
	製錬 (加熱成型・焼結・ 溶解)	燃え殻 汚泥 金属くず ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず ばいじん（これらについて製錬原料（亜 鉛、鉛、カドミウム、ビスマス、白金、金、銀、銅、スズ、 アンチモン、鉄、ニッケル、ケイ素、カルシウム、パラジウ ム、テルル、インジウム、アルミニウム、硫黄又は炭素）の いずれかを含むものに限る。）
	中和	廃酸 廃アルカリ
	溶解・中和	汚泥（酸性塩又は塩基性塩に限る。）
	溶解	汚泥（中性塩に限る。）
	脱塩	汚泥（ばいじんを処理したものに限る。） ばいじん

上記のうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	処理能力 (24時間稼働)	設置年月日
			許可年月日
			許可番号
焼却施設（ロータリーキルン式）	青森県八戸市大字河原木字海岸4番16	汚泥：9.5t/日 廃油：4.3m ³ /日 廃プラスチック類：6.3t/日	平成8年9月13日
			平成14年6月25日
			14-15-1
製錬（加熱成型・焼結・溶解）施設	青森県八戸市大字河原木字浜名谷地76番145、字海岸14番2、字海岸4番16	燃え殻：450t/日 汚泥：584t/日 金属くず：50t/日 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず：50t/日 ばいじん：534t/日	昭和43年9月1日
			—
			—
中和施設（溶解・中和施設） (No. 1～No. 3 中和槽)	青森県八戸市大字河原木字海岸4番16、14番2	汚泥 廃酸 廃アルカリ：60m ³ /日(20m ³ /日×3)	令和元年12月5日
			令和元年9月20日
			R1-6-1
中和施設（溶解・中和施設） (No. 4 中和槽)	青森県八戸市大字河原木字海岸4番16、14番2	汚泥 廃酸 廃アルカリ：200m ³ /日	令和元年12月5日
			令和元年9月20日
			R1-6-2
溶解施設	青森県八戸市大字河原木字海岸4番16	汚泥：12t/日	平成28年6月30日
			—
			—
脱塩施設（脱水施設）	青森県八戸市大字河原木字浜名谷地76番145、字海岸4番16	汚泥又はばいじん：165t/日	平成18年1月20日
			平成26年11月28日
			26-1-1

(裏面に続く)

(裏面)

3. 許可の条件
無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年2月1日	更新許可
平成11年4月14日	変更許可
平成16年2月1日	更新許可
平成20年11月5日	変更許可
平成21年3月2日	更新許可
平成24年12月7日	変更許可
平成26年2月14日	更新許可
平成28年12月13日	変更許可
平成31年2月1日	更新許可
令和6年2月1日	更新許可
令和7年7月23日	書換え(代表者)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)